

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月17日 00時00分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港東方沖 富山東防波堤灯台から真方位067° 2.1海里付近 (概位 北緯36° 46.7′ 東経137° 16.1′)
事故の概要	ヨット ^{アダージョ} adagioⅡは、東南東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット adagioⅡ、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	260-26652富山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板及びセンターボードに擦過傷 定置網 施設用ワイヤ被覆部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、富山県魚津市魚津港に向けて約6ノットの対地速力で機走により伏木富山港東方沖を東進していた。</p> <p>本船は、船長が、船尾部で操船に当たり、右舷船首方に黄色の灯光を視認したので、「浜黒崎海水浴場沖にある定置網」（以下「本件定置網」という。）の北方を通過したものと思い、針路を右に転じ、東南東進したところ、本件定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、右舷船首方に視認した黄色の灯光が「本件定置網の南西に隣接した別の定置網」（以下「隣接定置網」という。）の北端を示す標識灯の灯光であったことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、本件定置網及び隣接定置網の存在を知っていた。</p> <p>本件定置網及び隣接定置網の標識灯は、共に灯質が黄色光毎4秒1閃光、光達距離が約4.4kmである。</p>
分析	本船は、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったことから、隣接定置網の標識灯の灯光を本件定置網の標識灯の灯光と誤認していることに気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったため、隣接定置網の標識灯の灯光を本件定置網の標識灯の灯光と誤認していることに気付かずに航行し、本船が本件定置網に乗り揚げたもの

	と考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、船位の確認を適切に行うこと。